

第1169号

AFN-1169

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H29. 5 / 22 (月)

『「法定相続情報証明制度」の創設 5月29日から制度の運用を開始』

5月29日から全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用できる「法定相続情報証明制度」が運用開始される。現在、相続人は遺産（不動産や預貯金等）相続手続きに際し、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍関係の書類等一式を全て揃えた上で、同じ書類を管轄の異なる登記所や各金融機関など、相続手続きを取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要がある。

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸籍関係の書類等一式を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する。

具体的には、まず、相続人又はその代理人が、被相続人の戸籍関係の書類等を集め、その記載に基づく被相続人の氏名、最後の住所、生年月日などを記載した法定相続情報一覧図を作成する。

申出を受けた登記官が内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付するわけだ。法定相続情報一覧図の写しは、相続登記の申請手続きや被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な手続きに利用できるため、相続人・手続きの担当部署双方の負担の軽減が期待されている。

なお、代理人としては、法定代理人のほか、民法上の親族、資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士に限る）が指定されている。

『平成28年有効求人倍率 昨年より微増－厚労省発表』

厚生労働省は平成28年のハローワークにおける求人、求職、就職の状況を公表した。それによると、28年の平均有効求人倍率は1.36倍で、前年比0.16ポイント上昇となった。28年の有効求人倍率は堅調に推移し、通年で緩やかな右肩上がりの状況が続いた。また、28年の有効求人数は前年比6.6%増、有効求職者数は同5.8%減となっている。

28年12月における都道府県別（就業地別）有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）は福井県の1.95倍が最高、沖縄県の1.12倍が最低となった。規模別の新規求人状況では、従業員数が少ないほど求人数が多くなっている。たとえば、従業員数29人以下の企業では540,079人の求人があったのに対し、1,000人以上では9,352人とどまっている。この数字はパートタイムを含めたもので、それを除くと29人以下の企業では328,553人、1,000人以上の企業では5,939人となっている。なお、同月においては従業員数30人以上～99人以下の企業でも192,542人の求人を行っており、29人以下の企業と合わせると732,621人となる。従業員数99人以下の企業の求人が全体の約87%を占めていることがわかる。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com